

令和7年8月19日

関係者 各位

ご 回 答

横浜市中区住吉町4-45-1
関内トーセイビルⅡ 7階
弁護士法人仁平総合法律事務所
株式会社FJネクスト及び三信住建株式会社
代理人
弁 護 士
弁 護 士
弁 護 士

冠省 令和7年8月6日付けの「土壌汚染等の公開質問状の『ご回答』に対する再質問及び要請書」に係る「ご回答」に対する再質問（その3）」と題する文書に対し、下記のとおり、ご回答申し上げます。

記

1 7/24付け「ご回答」1についての再質問に対するご回答

当方が回答を差し控えるとご回答申し上げますことは、回答に論拠がないことを認めているものではありません。回答を差し控えるとご回答する理由については、回答の必要性がないものと考えますので、同じくご回答を差し控えさせていただきます。

なお、株式会社FJネクスト及び三信住建株式会社として、説明会の開催を要請されている各事項については、これまでお送りいたしました資料記載のとおりであり、現時点において、説明会を開催する必要があると考えているためです。

また、今後、直接FJネクストに書簡を送付する予定である旨のご意見をいただきましたが、令和7年1月31日付け受任通知記載のとおり、当方としては、当職ら宛てに文書にて、お送りくださいますようお願い申し上げます。なお、仮に、株式会社FJネクスト宛てに直接、書簡をお送りいただきました場合も、当職らから回答することを申し添えます。

2 7/24付け「ご回答」2についての再質問に対するご回答

回答の必要性がないものと思料いたしますので、回答は差し控えさせていただきます。

3 7/24付け「ご回答」3についての再質問に対するご回答

既にご回答申し上げましたとおりです。

4 7/24付け「ご回答」4についての再質問に対するご回答

株式会社FJネクスト及び三信住建株式会社並びに当職らとしては、現地踏査にあたるものと判断しております。なお、■■■■氏からは、土壌汚染調査にあたり、外周から、特定有害物質の使用施設がないかどうかを確認した旨、すなわち、現地踏査時

は、門が開いており、中を確認出来た事で外周からの調査で充分であると判断したとの報告を受けております。

5 7/24付け「ご回答」5についての再質問に対するご回答

ご回答申し上げましたとおり、回答の必要性がないものと思料いたしますので、ご回答を差し控えさせていただきます。

6 7/24付け「ご回答」6についての再質問に対するご回答

ご回答申し上げましたとおり、回答の必要性がないものと思料いたしますので、ご回答を差し控えさせていただきます。

7 7/24付け「ご回答」7についての再質問に対するご回答

既にご回答申し上げましたとおりです。なお、上述いたしましたとおり、当方としては、当職ら宛てに文書にて、お送りくださいますようお願い申し上げます。

8 新たな質問1に対するご回答

令和7年7月31日付のご回答は、ご指摘の前日の会話について、FJネクストの担当者から連絡を受けておりましたので、当職らとしても、回答の必要性はないとも考えましたが、草刈りの現場でお声がけいただいておりますながら、書簡を受け取って、何らお返事しないのも、失礼かと考え、お送りしたものです。却って、ご不快な思いをさせてしまったということであれば、お詫び申し上げます。なお、敷地内部の草刈りについても、今後、順次行う予定であります。

9 新たな質問2に対するご回答

株式会社FJネクスト及び三信住建株式会社としては、既にご回答申し上げましたとおり、説明会の開催を要請されている各事項については、これまでお送りいたしました資料記載のとおりであり、現時点において、説明会を開催する必要があると考えております。

10 新たな質問3に対するご回答

当職らからのご回答は、全て、株式会社FJネクストの確認を得て、お送りしております。

以 上